# 会津若松市総合評価方式の手引き(建設工事)

平成 21 年 6 月 25 日

会 津 若 松 市

## 目 次

第1章 はじめに ・・・・・・・・ p1
第2章 総合評価方式とは ・・・・・・・・・・・・・・・・・ p1
第3章 制度の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・ p1
1. 対象工事 ······ p1
2. 発注方式 ······ p1
3. 総合評価方式の型式 ····· p1
4. 落札者決定基準の設定 ····· p1
5. 学識経験者からの意見聴取 ······ p2
6. 発注工事の公告 ······ p2
7. 入札書の提出 ······ p2
8. 技術提案について ・・・・・・・ p 2
9. 技術評価点申請書等の提出 ····· p3
10. 入札の無効 ····· p 4
11. 技術提案等の審査 ······ p 5
12. 総合評価の方法 · · · · · p 5
13. 落札候補者及び落札者の決定 ····· p 5
14. 評価内容の担保 ・・・・・・・・ p 6
15. 提案内容の取り扱い ・・・・・・・・・・ p 6
16. 評価結果等の公表 ・・・・・・・・・・・・・・ p 6
資料 ······p7
○落札者決定基準 ······ p8
○入札公告 ····· p 13
○入札説明書 ····· p 16
○評価項目及び評価基準 ······ p 19
○総合評価方式 様式関係記載留意事項 ····· p 23
○封筒記載例 ······ p 27
○技術提案を求める事項の例 ・・・・・・・・・・・・・・・・ p 29
○技術提案書の例 ······ p 31
○技術評価点申請書等様式 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 33

#### 第1章 はじめに

公共工事の品質確保を目的に、平成17年4月「公共工事の品質確保の促進に関する法律」 (以下「品確法」という。)が施行され、また、この法律の基本理念に基づき「公共工事の品質確保 の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」(以下「基本方針」という。)が、平 成17年8月26日に閣議決定され、国等においては、この品確法及び基本方針の基本理念を具 体化するものとして「総合評価方式」の普及促進が図られてきました。

本市においては、これまで総合評価方式について様々な視点から制度の研究を重ねてきましたが、公共工事の発注において最も重要な項目の一つである工事品質を確保するという観点から、「会津若松市建設工事総合評価方式試行要綱(平成21年6月18日決裁)」(以下「試行要綱」という。)を制定し、平成21年7月6日の入札公告案件から総合評価方式を試行導入することとしました。この「会津若松市総合評価方式の手引き」は、本市の総合評価方式の実施に関する基本的な考え方を示したものです。

#### 第2章 総合評価方式とは

総合評価方式は、従来のいわゆる価格競争型の入札と異なり、価格と価格以外の要素(企業の技術力や地域貢献等)を総合的に評価し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行うもので、これにより、入札に参加する企業の技術面での競争を促し、工事品質の向上はもとより不良・不適格業者及びダンピング受注の排除、談合防止など公正な取引秩序が確保され、建設業の健全な発展にも資するものと言われている制度です。

#### 第3章 制度の概要

会津若松市の工事の発注における総合評価方式の概要は次のとおりです。

#### 1. 対象工事

対象工事は、予定価格が1億5千万円以上で技術的な工夫の余地が大きい工事とします。 ただし、災害復旧工事など緊急を要する工事は除外します。

#### 2. 発注方式

発注方式は、制限付一般競争入札とし、会津若松市建設工事発注基準によるものとします。

#### 3. 総合評価方式の型式

総合評価方式の型式は、標準型とします。

※ 標準型とは、技術的工夫の余地が大きい工事で、安全対策、交通・環境への影響の軽減、 工期の短縮等の施工上の提案、施工計画や同種工事の経験、工事成績などを評価項目と して、それらの評価及び入札価格を総合的に評価するものです。

#### 4. 落札者決定基準の設定

落札者決定基準については、当該工事の特性等に応じ発注工事毎に設定することになります。 なお、落札者決定基準は、次の(1)から(3)の事項等について設定します。

- (1)評価項目の設定 (※1)
- (2)評価基準の設定
- (3)評価点(加算点)(※2)
- ※落札者決定基準の設定の例としては、P8を参照して下さい。

#### (\*\*1)

評価項目の設定にあたっては、次の①から⑤の事項に関して設定します。

- ①企業の技術力(実績・経験等)に関する評価
- ②配置予定技術者の技術力に関する評価
- ③企業の地域社会に対する貢献度に関する評価
- ④施工計画の適切性に関する評価
- ⑤技術提案に関する評価

#### (\*\*2)

評価点(加算点)の上限は、50点とします。

#### 5. 学識経験者からの意見聴取

次の場合に、会津若松市総合評価員(市長が学識経験を有する者に委嘱。以下「評価員」という。)2名から意見を聴取します。

- (1) 落札者決定基準(工事毎の評価項目、評価基準、配点など落札者を決定するための基準)を定めようとするとき。
- (2) 落札者を決定しようとするとき。
- ※ (2)については、(1)の意見聴取の際に、落札者を決定しようとするときの意見聴取が改めて必要であるとの意見があったときに聴取します。

#### 6. 発注工事の公告

総合評価方式の対象工事については、入札公告において、次に掲げる事項を明示します。

- (1)総合評価方式の対象工事であること。
- (2)総合評価方式に関する評価項目及び評価基準
- (3)総合評価の方法及び落札者の決定方法
- (4)その他必要と認める事項

#### 7. 入札書の提出

入札書の提出方法等については、「会津若松市入札制度の手引き(建設工事)」を参照して下さい。

#### 8. 技術提案について

入札公告により、施工計画書及び技術提案書の提出が求められた場合には、次のどちらかの 方法により提出して下さい。

#### (1) 技術提案を行う場合

市が図面及び仕様書等により示した施工方法(以下「発注提示案」という。)と異なる施工方法の提案(以下「技術提案」という。)を行う場合は、技術提案書にその内容等を記載したうえで当該技術提案に基づく施工計画を記載して下さい。

#### (2) 技術提案を行わない場合

技術提案を行わない場合は、技術提案書に**技術提案をしない旨を記載**したうえで 発注提示案に基づく施工計画を施工計画書に記載し提出して下さい。

#### ※その他

施工計画書及び技術提案書の作成等に要する費用は、入札参加希望者の負担とし、提出された技術提案書等の返却は行わないものとします。

また、提出期限後における技術提案書等の内容変更、差替え、再提出は認めません。

#### 9. 技術評価点申請書等の提出

入札参加希望者は、入札書及び価格内訳書の外に、入札公告又は入札説明書に定められた書類(技術評価点申請書等)を提出して下さい。

#### (1)提出書類(技術評価点申請書等)

次に掲げる書類のうち、入札公告又は入札説明書に定められたものとします。

- ①技術評価点申請書 (第1号様式)
- ②企業の技術力に関する調書 (第2号様式)
- ③配置予定技術者の技術力に関する調書 (第3号様式)
- ④企業の地域社会に対する貢献度に関する調書 (第4号様式)
- ⑤施工計画書 (第5号様式)
- ⑥技術提案書 (第6号様式)
- ⑦その他市長が必要と認める技術資料

#### (2)提出期限

技術評価点申請書等は、入札公告で示された提出期限までに提出して下さい。

#### (3)提出方法

技術評価点申請書等は、次の方法によって提出して下さい。

①封筒のサイズ

技術評価点申請書等の提出用封筒は、市指定サイズ**角2封筒**(縦332mm、横240 mm)の封筒を使用してください。

#### ②記載事項について

封筒の宛先は「〒965-8799 会津若松郵便局留 会津若松市役所 契約検査課行」です。

※ 宛先は、必ず会津若松郵便局留にしてください。直接市契約検査課に届いた ものは無効となります。

その他、記載事項については、p27の記載例を参照のうえ、記載漏れのないようご注意ください。

#### ③封入時の注意事項

#### ○封入書類

封筒には、入札公告で示された技術評価点申請書等を封入してください。 ※ 技術評価点申請書等の提出用封筒には、「入札書」又は「価格内訳書」 を、同封しないでください。

「入札書」又は「価格内訳書」が技術評価点申請書等の提出用封筒に

同封されていた場合は、無効になりますのでご注意ください。

※「入札書」及び「価格内訳書」の提出方法については、「会津若松市入 札制度の手引き(建設工事)」を参照してください。

#### ○封筒の封かん及び封印

封筒は、技術評価点申請書等が封入されていることを確認のうえ、のりでしっかり封かんし(セロテープの使用は不可)、市に届け出ている使用印鑑で封印してください。

※ 封印については、p27の記載例を参照ください。

#### ④郵送方法

郵送方法は、郵便局の窓口で「一般書留」又は「簡易書留」の手続きをし、開札が終わるまで差出控えを保管してください。

※ 技術評価点申請書等の持参による受付は行いません。また、郵便ポストに投 函されたものは無効になります。

#### 10.入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効となりますので、郵送前に十分ご確認のうえ、郵送してください。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 入札方法に違反して行われた入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札
- (4) 入札書の文字及び記号について鉛筆等消滅しやすい方法で記入された入札
- (5) 入札金額を訂正している入札又は入札金額その他必要事項を確認しがたい入札
- (6) 同一入札事項について同一人が2通以上の入札書を提出した入札
- (7) 一般書留又は簡易書留以外の方法で入札書を提出した入札
- (3) 入札書が到着期限を過ぎて到着した入札
- (**9**) 郵便入札用封筒記載の工事名又は差出人名と同封された入札書の工事名又は入札者名が相違する入札
- (10) 郵便入札用封筒に工事名又は差出人名が記載されていない入札
- (11) 価格内訳書が入札書とともに郵便入札用封筒に同封されていない入札
- (12) 価格内訳書の合計金額と入札書に記載された入札価格とが異なる入札
- (13) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (14) 連合(談合)その他の不正行為によってなされたと認められる入札
- (15) 民法上入札が無効として扱われる入札
- (16) 市が指定する方法により提出期限までに入札参加資格審査調書を提出しない者がした入札。
- (17) 技術評価点申請書及び入札公告で示した書類の提出がない入札
- (18) 技術評価点申請書に記名押印がない入札
- (19) 同一入札事項について同一人が2通以上の技術評価点申請書等を提出した入札
- (20) 一般書留又は簡易書留以外の方法で技術評価点申請書等を提出した入札
- (21) 技術評価点申請書等が到着期限を過ぎて到着した入札

- (**2**) 技術評価点申請書等の提出用封筒記載の工事名又は差出人名と同封された技術評価点申請書等の工事名又は申請者名が相違する入札
- (23) 技術評価点申請書等の提出用封筒に工事名又は差出人名が記載されていない入札
- (24) 技術評価点申請書等の提出用封筒に入札書又は価格内訳書が同封された入札
- (25) 前各号に掲げるもののほか、法令又は市が指定した事項に違反して行われた入札

#### 11.技術提案等の審査

技術提案等の審査は、次のとおり行います。

施工計画及び技術提案についての審査は、市長が設置する総合評価技術審査会(以下「技術審査会」という。)が行います。

※ 審査をする上で必要がある場合には、入札参加者から説明を求めることがあります。

#### 12. 総合評価の方法

総合評価の方法は、入札参加者が提出した技術評価点申請書等(入札公告又は入札説明書に定められたもの)の各評価項目を点数化した得点の合計(以下「加算点」という。)に、標準点である100点を加えた点数(以下「技術評価点」という。)を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値(以下「評価値」という。)をもって行います。

#### 13.落札候補者及び落札者の決定

#### (1)落札候補者

入札価格が予定価格の制限の範囲内で失格基準価格以上の者のうち、評価値が最も 高い者を第1落札候補者とし、次に評価値が高い者を第2落札候補者、以下同様に落札候 補者の優先順位を決定します。

なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより優先順位を決定します。

#### (2)落札者

最も優先順位の高い落札候補者が次の要件等を全て満たした場合、落札者とします。

- ① 資格審査により、入札参加資格要件を満たしていることが確認されること。
- ② 低入札価格調査の調査基準価格を下回る入札の場合は、低入札価格調査の結果 適正な施工が確保されると判断されること。
- ※ なお、落札者の決定にあたって評価員より意見があった場合には、市長はその意見 の取り扱いを検討し、落札者を決定します。

#### 14. 評価内容の担保

総合評価方式では、価格と技術提案等の評価項目の評価点により落札者を決定していることから、落札者は、契約締結後、実際の施工に際しては、入札の際に提出された技術提案等の内容に基づいた施工計画を作成し、施工するものとします。(「技術者の配置」及び「地元業者の活用」についても同様に、提出された各調書の内容に基づくものとします。)

落札者の責めにより、入札の際に提出した技術提案等に基づく工事の履行ができなかった場合は、契約金額の減額、損害賠償の請求、指名停止の措置及び工事成績評点の減点などの措置を行う場合があります。

#### 15. 提案内容の取り扱い

契約締結に至る過程の中で、入札参加者からの技術提案の内容については、公表いたしません。

#### 16.評価結果等の公表

入札及び契約手続の透明性・公平性を確保するため、入札者の評価に関する基準及び落札者の決定方法等については、あらかじめ入札公告等において明示いたします。

また、落札者と契約を締結したときは、速やかに次の事項を公表します。

ただし、議会の議決を要する契約の場合には、仮契約締結後に公表するものとします。

- ①入札者名
- ②入札者の入札価格
- ③入札者の技術評価点
- ④入札者の評価値
- ⑤総合評価の順位

## 参考資料

#### 落札者決定基準

#### 1. 総合評価の方法

総合評価方式においては、予定価格の制限の範囲内、かつ失格基準価格以上で入札参加資格要件を満たした入札をした者のうち、次の方法によって求められた総合評価の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内、かつ失格基準価格以上で入札参加資格要件を満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることができるものとする。

- (1) 技術評価の「標準点」を100点とし、「加算点」の最高点を50点とする。
- (2)「加算点」の算出方法は、各入札参加者の獲得点数により加算点を算出する。
- (3) 総合評価は、入札参加者の「標準点」と、上記によって得られる「加算点の合計」を加えた「技術評価点」を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

技術評価点=標準点(100点)+加算点の合計 評価値=(技術評価点/入札価格)×1,000,000

- ※評価値を算出する式で「×1,000,000」は評価値を見やすくするため。
- ※評価値は、小数点以下の有効桁数を設けない。
- (4) 共同企業体での申請における、各評価項目の申請者の得点は、構成員ごとに評価項目の得点を算出の後、出資割合を乗じて得た点数の合計(小数点第2位切捨て)とする。

#### 2. 評価項目等

- (1) 設定方針
  - ① 総合評価落札方式における評価項目は、工事の目的及び内容により必要とされる技術的要件等に応じて適切に設定するものとする。
  - ② 評価基準の内容は、個別の工事ごとに基準内容を適切に設定するものとする。
- (2) 当該工事における評価項目、評価基準については、別紙のとおりとする。

#### 3. その他

各評価項目の評価にあたって、次の事項に該当するときは、その評価項目は加点対象としないものとする。

- (1) 各評価項目において、添付書類が求められている場合(必須でない場合を除く。)にあって、添付書類が添付されていない場合。
- (2) 入札公告及び入札説明資料で求めた技術提案と異なる提案をした場合。

## 評価項目及び評価基準(標準型)

- ○工事番号
- ○工事名
- ○工事場所

上記工事に関する評価項目及び基準は以下のとおりとし、加算点の最高点は50点とする。なお、評価基準における基準日は開札予定日とする。

#### 1.企業の技術力(実績・経験等)に関する評価

TIEST OF THE WEST OF THE WASHINGTON TO THE WASHI				
評価項目	評価基準	評価点		
(1)工事成績	過去2年間における会津若松市発注の同種工事に おいて、工事成績が80点以上の施工実績がある場合	1点 (有·1.0、無·0)		
(2)優良工事表彰	過去10年間における会津若松市発注工事での受賞 実績がある場合	1点 (有·1.0、無·0)		
(3)品質管理能力	当該企業がISO 9001 の認証を取得している場合	0.5 点 (有·0.5、無·0)		
小計 2.5 点				

### 2. 配置予定技術者の技術力(実績・経験等)に関する評価

評価項目	評価基準	評価点
(1)施工能力	過去10年間における請負金額が〇〇円以上の同種 工事(元請)において監理技術者又は主任技術者とし ての実績がある場合。(公共工事に限る)	1点 (有·1.0、無·0)
	※請負金額については、工種別の入札参加資格要件における当該工事の属する区分の最低金額以上とする。 (例)・土木一式工事-40,000千円以上・建築一式工事-150,000千円以上	
(2)工事成績	過去2年間に会津若松市発注の同種工事において、 工事成績点80点以上の工事経験(監理技術者又は 主任技術者としての経験)がある場合。	1点 (有·1.0、無·0)
(3)優良工事表彰	過去10年間における会津若松市発注工事での優良 工事表彰を受賞した工事において、工事経験(監理技 術者又は主任技術者としての経験)がある場合。	1点 (有·1.0、無·0)
(4)資格の保有年数	資格(※1)を保有して5年以上の経験がある場合	0.5 点 (有·0.5、無·0)
	小計	3.5 点

※1:土木施工管理技士、建設機械施工技士、建築施工管理技士、電気工事施工管理技士、 管工事施工管理技士、造園施工管理技士の中から、当該工事内容に応じて選択する。

## 3. 企業の地域社会に対する貢献度に関する評価

評価項目	評価基準	評価点
(1)障がい者雇用の 実績	法定義務のある企業にあっては、法定雇用率以上の 障がい者雇用、法定義務のない企業にあっては障が い者雇用がある場合	0.5 点 (有·0.5、無·0)
(2)安全管理	過去 10 年間に企業として国及び国が参加している 団体が実施する安全管理に関する表彰において受賞 実績がある場合	0.5 点 (有・0.5、無・0)
(3)環境への配慮	当該企業がISO 14001 の認証を取得している場合	0.5 点 (有·0.5、無·0)
(4)地元業者の活用	地元(市内又は準市内)業者にあっては、当該工事の請負金額の80%以上を地元業者(下請を含む)により施工する場合 市外業者にあっては、当該工事の請負金額の50% 以上を地元業者(下請を含む)により施工する場合	1点(有•1.0、無•0)
(5)本店等の所在地	会津若松市内に本店、支店等が所在する場合、及び本店・支店等の別	2.5 点 (有(本店)・2.5、 有(支店・営業所等)・ 1.5、無・0)
(6)ボランティア活動	過去3年間に会津若松市内で、地域の防災活動への 取組みや道路・河川愛護活動など企業としてのボラン ティア活動の実績がある場合	2 点 (有·2.0、無·0)
(7)次世代育成支援	福島県次世代育成支援企業認証制度による「子育て 応援」の認証を取得している場合	0.5 点 (有·0.5、無·0)
	福島県次世代育成支援企業認証制度による「仕事と生活の調和」の認証を取得している場合。	0.5 点 (有·0.5、無·0)
(8)新分野進出	過去5年以内で建設業以外の分野への進出をし、企 業としての経営基盤強化に取り組んでいる場合	1 点 (有·1.0、無·0)
(9)除雪活動	過去3年間に会津若松市との除雪契約実績がある場合	2.5 点 (有·2.5、無·0)
(10)災害協定	会津若松市との災害協定締結がある場合	1点 (有·1.0、無·0)
(11)消防団への加入 状況	会津若松市の消防団に過去1年間以上継続加入して いる者を1年以上継続雇用している場合	1点 (有(3名以上·1.0、 有(1名又は2名·0.5、 無·0)
(12)男女共同参画 の推進	会津若松市男女共同参画推進条例第6条(事業者の 責務)に基づいた男女共同参画推進の取組みがある 場合	0.5 点 (有·0.5、無·0)
	小計	14.0 点

4. 施工計画の適切性に関する評価

4. 加工計画の週切性に関9	評価基準	<b></b>
評価項目	計	評価点
工程計画	工事施工条件(地形・地質・環境等)を踏まえ適切であること。	1点 (良·1.0、可·0.5、不可·0)
工事実施に当たっての留意点		1点 (良·1.0、可·0.5、不可·0)
工程管理計画		1点 (良·1.0、可·0.5、不可·0)
品質管理計画		1点 (良·1.0、可·0.5、不可·0)
出来形管理計画		1点 (良·1.0、可·0.5、不可·0)
安全管理計画		1点 (良·1.0、可·0.5、不可·0)
工事実施上の留意点とその対策		1点 (良·1.0、可·0.5、不可·0)
地域対策		1点 (良·1.0、可·0.5、不可·0)
工事管理組織体制		1点 (良·1.0、可·0.5、不可·0)
主要工事の施工計画		1点 (良·1.0、可·0.5、不可·0)
小言	†	10点

## 5. 技術提案に関する評価

技術提案に対する評価項目については、当該工事の特性(工事目的物・工事内容・敷地周囲の状況)に応じ、次の(1)~(3)の評価項目のうちから、2項目を設定することを基本とする。 評価点計20点(※1項目10点)

#### (1)総合的なコストに関する技術提案

評価項目	評価基準【例】	評価点
①ライフサイクルコスト 削減	<ul><li>・維持管理費の削減</li><li>・更新費の削減 等</li></ul>	1提案事項毎に適切性、優位性について評価する。
②補償	・補償費の削減 等	提案数には制限を付けない(ただし、 指定用紙の枚数に制限有)。 評価点は、評価の高い提案から5提案 に対して付与する。 1提案の評価点は2.0点 (良・2.0、可・1.0、不可・0)
	小計	10 点

(2) 工事目的物の性能・機能に関する技術提案

評価項目	評価基準【例】	評価点
①性能•機能	<ul><li>・初期投資の持続性</li><li>・騒音低減</li><li>・強度</li><li>・耐久性</li><li>・安定性</li><li>・美観</li><li>・供用性</li><li>・透水性 等</li></ul>	1 提案事項毎に適切性、優位性について評価する。 提案数には制限を付けない(ただし、 指定用紙の枚数に制限有)。 評価点は、評価の高い提案から5提案 に対して付与する。 1 提案の評価点は2.0 点 (良・2.0、可・1.0、不可・0)
	小計	10 点

(3)社会的要請への対応に関する技術提案

(3) 作云印安丽、20月 [1] (5) 图 (3) 图 (4) 图			
評価項目	評価基準【例】	評価点	
①工事現場周辺における対策	<ul><li>・現場作業日数の短縮</li><li>・交通規制日数の短縮</li><li>・騒音、振動対策</li><li>・歩行者の安全確保策等</li></ul>	1 提案事項毎に適切性、優位性について評価する。 提案数には制限を付けない(ただし、 指定用紙の枚数に制限有)。	
②環境に対する影響の軽減	<ul><li>・水質汚濁、防塵対策</li><li>・大気汚染、悪臭対策</li><li>・地盤沈下、土壌汚染対策 等</li></ul>	評価点は、評価の高い提案から5提 案に対して付与する。 1提案の評価点は2.0点	
③省資源対策又はリ サイクル対策	・リサイクル製品の活用・建設副産物の抑制 等	(良・2.0、可・1.0、不可・0)	
小計		10 点	

- ※「1.企業の技術力に関する評価」、「2.配置予定技術者の技術力に関する評価」、「3.企業の地域社会に対する貢献度に関する評価」の評価基準における基準日は開札予定日とする。
- ※ 共同企業体での申請における、各評価項目の申請者の得点は、構成員ごとに評価項目の得点を算出の後、出資割合を乗じて得た点数の合計(小数点第2位切捨て)とする。

#### 会津若松市公告 第 号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び会津若松市財務規則(平成5年会津若松市規則第12号)第118条の規定に基づき、次のとおり制限付一般競争入札について公告する。

平成00年0月0日

会津若松市長 菅家 一郎

		事番号	第 000 号		
		事名	〇〇〇〇新築工事		
3	工	事場所	会津若松市〇〇町 地内		
4	工疗	種	建築一式工事		
5	工	事の概要	・○○○造○○階建 ・建築面積: ○○○○m <sup>2</sup>		
6	工	期	契約締結の日から 平成〇〇年〇月〇日 まで		
7	予;	定価格	999,999,999 円(消費税及び地方消費税額込み)		
8	総	合評価方式	この工事は、価格と価格以外の要素(企業の技術力や地域貢献等)を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事である。		
	1	型式	総合評価方式の型式は、 標準型 とする。		
	2	総合評価の方法	別紙入札説明書による。		
		落札者の決定方 法	別紙入札説明書による。		
		評価項目及び評 価基準	別紙入札説明書による。		
		その他必要と認める事項	別紙入札説明書による。		
9	低	入札価格調査	地方自治法施行令第167条の10第1項の規定に基づき、本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)を設定しているので、調査基準価格を下回った入札を行った者は、総合評価方式における評価値が最も高い者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。調査基準価格を下回った入札を行った者は、入札参加資格審査後に、市の行う事情聴取に協力すること。また、失格基準価格を設定しているので、この価格を下回った入札を行った者は失格となる。		
10	入	札参加資格要件	入札に参加できるのは、入札時において次の①から⑬に掲げる要件をすべて満たしている者とする。		
	1	会津若松市入札参	加資格者名簿(工事)に登録されていること。		
	2	登録内容	本市に 建築一式工事 の工種登録のある者		
	3	地域要件	市内業者又は準市内業者であること。(準市内業者においては、市内業者又は準市内業者として市入札参加資格者名簿への登載期間が平成15年1月1日以後、通算で2年以上であること。)		
	4	建設業の許可等	建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項による許可を受けていること。		
	5	技術者の配置	この工事に対応する資格を有する技術者を主任技術者として施工現場に専任で配置できること。ただし、下請契約の請負代金額の合計が4,500万円以上となる場合は、監理技術者として施工現場に専任で配置できること。(いずれの技術者も専任の場合には入札日以前に正社員として3月以上の雇用関係があること。)		
	6	資格総合点数	建築一式工事 の資格総合点数が 〇〇〇点以上 であること。		
			資格総合点数とは、建設業法に規定する経営事項審査の該当工種の総合評定値に会津若 松市で設定した特別点数を加点した点数をいう。なお、特別点数については、入札参加申込時 に加点の選択が可能。		
	7	会津若松市工事指	名競争入札参加者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。		
1	8		注を含む)の工事等の契約締結日に市税の未納が確認された者については、当該契約締結日の 月以上経過していること。		

	,	
3 -	工種別手持工事 件数	市発注(水道部発注を含む)の 建築一式工事 の手持工事件数が4件以内であること。(指名 競争入札による工事、随意契約による工事及び予定価格130万円以下の工事を除く。)
10	総手持工事件数	市発注(水道部発注を含む)の工事の総手持工事件数が9件以内であること。(指名競争入札による工事、随意契約による工事及び予定価格130万円以下の工事を除く。)
11)	工事施工実績	元請として同種工事の施工実績を有すること。 ただし、準市内業者においては、過去に会津若松市発注の建築一式工事において元請として1億5千万円以上の工事の受注実績を併せて有すること。(JV施工については、当該受注実績とは見なさない。)
(12)	地方自治法施行会	│ う第167条の4の規定に該当しないこと。
		る他の入札参加者と資本関係又は人的関係がないこと。
入	 札参加の申込	
1	提出書類	制限付一般競争入札参加申込書
2	提出方法	必ず指定様式によりFAXで送信すること。なお送信後は確認のため必ず電話連絡すること。
3	提出先	会津若松市役所契約検査課 電話番号 0242-39-1217 FAX番号 0242-39-1413
3 -	入札参加申込期 間	平成00年0月0日 から 平成00年0月0日 まで (土日・祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで)
設	計図書の閲覧	
1	閲覧場所	会津若松市役所契約検査課 閲覧コーナー
2	閲覧期間	入札参加申込期間内とする。
設	計図書の購入先	◆ (有古川コピーセンター 会津若松市中央三丁目1-38 電話番号 0242-25-2343 ◆コピーQ 会津若松市追手町7-8 電話番号 0242-28-0037
		本公告の対象工事の見積に供する場合に限り、入札参加申込期間内において、設計図書等を購入できる。なお、購入の際はあらかじめ上記へ電話連絡すること。
設	計図書等に対する	質問
1	質問方法	本工事に関する質問は、原則として指定の質問書によりFAX又は電子メールで送信すること。 なお、送信後、確認のため、必ず電話連絡すること。
2	質問書送付先	会津若松市役所契約検査課 電話番号 0242-39-1217 FAX番号 0242-39-1413 メールアドレス keiyaku@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp
3	質問期限	平成00年0月0日 午後5時15分まで
4	質問に対する回 答	質問書の回答は、後日すみやかに質問者にFAXで回答するとともに、市ホームページに掲載する。
入	札方法	
1	提出書類	・入札書 及び 価格内訳書
		・技術評価点申請書等 ※技術評価点申請書等とは以下の書類とする。 ①技術評価点申請書 ②企業の技術力に関する調書 ③配置予定技術者の技術力に関する調書 ④企業の地域社会に対する貢献度に関する調書 ⑤施工計画書 ⑥技術提案書
2	提出方法	郵便による提出
		「入札書及び価格内訳書」と「技術評価点申請書等」については、それぞれ個別の封筒に封入し、それぞれ定められた方法により提出すること。 提出方法等に関する詳細事項については、別紙入札説明書による。
3	郵送方法	一般書留又は簡易書留による。
4	宛先	〒965-8799 会津若松郵便局留 会津若松市役所契約検査課 行
5	提出書類到着期 限	平成00年0月0日 上記の宛先に必着

16 入札(	開札)日時等	
①入	札(開札)日時 円	F成00年0月0日 午前99時99分
2 開	札場所	会津若松市役所契約検査課 入札室
17 入札[	可数 コ数	初度のみの1回とする。
18 入札(	呆証金	免除
19 入札書	(   	入札終了後、資格審査の対象となった落札候補者に審査関係書類(入札参加資格審査調書 及びその他必要な書類)の提出についてファックスにより通知する。落札候補者は、通知後2時 引以内に当該書類をファックスにより市に提出し、到着の有無を契約検査課に確認すること。な お、落札候補者が、市が定める方法により提出期限までに当該書類を提出しなかった場合は、 当該入札は無効となるので注意すること。 提出先)会津若松市役所契約検査課 電話番号 0242-39-1217 FAX番号 0242-39-1413
20 入札の	の無効(①	本公告に定める入札参加資格に必要な資格のない者のした入札
	2	地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められた者のした入札
		③ 会津若松市制限付一般競争入札に係る郵便入札実施要領第8条及び第8条の2に該当する入札
0.1 +11// =		その他、入札条件又は市において特に指定した事項に違反した入札
21 契約	2	会津若松市財務規則及び会津若松市建設工事請負契約規程(平成8年会津若松市告示第 2号)並びに会津若松市工事請負契約約款に基づき契約締結する。
22 契約(	イ 伯 南 う た	契約を締結しようとする者は、会津若松市財務規則第104条の規定により、請負代金又は契約代金の額の100分の10以上の額の契約保証金を納付、又は契約保証金に代わる担保として有面証券又は債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証に係る証書を提供しなければならない。たごし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを免除する。
0000		この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証保険契約を締結している場合
	(2	②この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結して いる場合
23 その化	<u>p</u>	郵便による入札において事故が起きたときや、不正な行為があると認めたとき、その他入札 が執行できない事由が生じたときは、入札を中止し又は延期する場合がある。
	(2	近接工事のある者が落札した場合は、間接費の調整(工事請負額の減額変更)を行う。
	(3)	3 専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
		契約が議会の議決を要するものであるときは、その議決を得たときに地方自治法(昭和22年 法律第67号)第234条第5項に規定する契約書とみなすものとする。
	Œ	会津若松市入札心得及び会津若松市制限付一般競争入札に係る郵便入札実施要領を熟知のうえ、入札に参加すること。
		同一入札日における複数の工事の入札に申し込み、複数の案件で資格審査対象の落札候補者となった場合において、当該件数分の配置技術者及び現場代理人を保有しない場合又は手持ち工事の制限数を超過する場合には、より先に行った入札を優先する。
	C	)契約を締結した者は、その請負代金額が2,500万円以上となる場合は、CORINS((財)日本建設情報総合センターが運営する工事実績情報システム)に登録すること。
100	(8)	3 本公告に係る規定、様式等については市ホームページで閲覧、ダウンロードが可能。
	(0)	)低入札価格調査を経て契約を締結した者は、市工事担当課に対し、速やかに、本工事に係る実行予算書を提出するとともに、竣工後、引渡しを行った後、速やかに精算書を提出すること。
	(I	この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

## 入札説明書

- (工事番号)
- (工事名)
- (工事場所)

#### 1. 総合評価の方法

総合評価の方法は、次のとおりとする。

(1) 入札参加者より提出のあった技術評価点申請書等(①~⑥)のうち、記載内容に応じ、 ②~⑥各書類の評価項目ごとに評価を行い、点数化した得点の合計(以下「加算点」と いう。)を与える。

なお、加算点の最高点数は50点とする。

- ①技術評価点申請書 (第1号様式)
- ②企業の技術力に関する調書 (第2号様式)
- ③配置予定技術者の技術力に関する調書 (第3号様式)
- ④企業の地域社会に対する貢献度に関する調書 (第4号様式)
- ⑤施工計画書 (第5号様式)
- ⑥技術提案書 (第6号様式)

「加算点」の算出方法は、各業者の獲得点数により加算点を算出する。

(2) 入札価格及び技術提案に係る総合評価は、入札者の上記(1)により得られた加算点と標準点(100点)の合計を当該入札者の入札価格で除した数値(以下「評価値」という)をもって行う。

#### 2. 落札候補者及び落札者の決定方法

(1)落札候補者

入札価格が予定価格の制限の範囲内で失格基準価格以上の者のうち、評価値が最も高い者を第1落札候補者とし、次に評価値が高い者を第2落札候補者、以下同様に落札候補者の優先順位を決定します。

なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより優先順位を決定します。

#### (2) 落札者

最も優先順位の高い落札候補者が次の要件等を全て満たした場合、落札者とします。

- ① 資格審査により、入札参加資格要件を満たしていることが確認されること。
- ② 低入札価格調査の調査基準価格を下回る入札の場合は、低入札価格調査の結果適正な施工が確保されると判断されること。

#### 3. 評価項目及び評価基準

別紙に記載した各評価項目について、評価基準に基づき加点する。

#### 4. 提出方法等

「入札書及び価格内訳書」と「技術評価点申請書等」の提出は、それぞれ個別の封筒に封入し、それぞれ定められた方法により提出すること。

なお、「入札書及び価格内訳書」と「技術評価点申請書等」の提出方法等は次のとおりとする。

#### (1)入札書及び価格内訳書

市の通常の工事の制限付一般競争入札の場合の例による。(「会津若松市入札制度の手引き(建設工事)」を参照。)

#### (2)技術評価点申請書等

- ① 技術評価点申請書等の提出書類は、次の(ア)~(カ)とし、市指定様式(市ホームページよりダウンロード可。)により提出すること。
  - (ア)技術評価点申請書 (会津若松市建設工事総合評価方式試行要綱 第1号様式)
  - (イ)企業の技術力に関する調書 (同 第2号様式)
  - (ウ)配置予定技術者の技術力に関する調書 (同 第3号様式)
  - (エ)企業の地域社会に対する貢献度に関する調書(同第4号様式)
  - (才)施工計画書 (同第5号様式)
  - (カ)技術提案書 (同第6号様式)
- ※ 技術評価点申請書の日付は、当該申請書を作成した日付を記載すること。
- ※ 上記(ア)~(カ)に添付書類が求められている場合(必須でない場合を除く。)は、 必ず添付すること。

添付書類が添付されていない場合には、その評価項目は、加点対象としないものとする。

#### ②提出方法

技術評価点申請書等は、次の方法により提出すること。

(ア)封筒のサイズ

技術評価点申請書等の提出用封筒は、市指定サイズ**角2封筒**(縦332mm、横240mm)の封筒を使用すること。

(イ)記載事項について

技術評価点申請書等の提出用封筒の表面に開札日、件名、「技術評価点申請書等 在中」の文言を、裏面に会社住所、商号又は名称を明記すること。 封筒の宛先は「〒965-8799 会津若松郵便局留 会津若松市役所 契約 検査課 行」とすること。

※ 宛先は、必ず会津若松郵便局留にすること。直接市契約検査課に届いたものは無効とする。

#### ③封入時の注意事項

(ア)封入書類

封筒には、次の書類を封入すること。

- •技術評価点申請書
- ・企業の技術力に関する調書
- ・配置予定技術者の技術力に関する調書
- ・企業の地域社会に対する貢献度に関する調書
- •施工計画書

- •技術提案書
- ・その他市長が必要と認める技術書類
- ※ 技術評価点申請書等の提出用封筒には、「入札書又は価格内訳書」を同 封しないこと。
- ※「入札書又は価格内訳書」が技術評価点申請書等の提出用封筒に同封されていた場合は、無効とする。

#### (イ)封筒の封かん及び封印

封筒は、技術評価点申請書等が封入されていることを確認のうえ、のりでしっかり封かんし(セロテープの使用は不可)、市に届け出ている使用印鑑で封印すること。

#### ④郵便方法

技術評価点申請書等が封入された封筒は、一般書留又は簡易書留により郵送すること。

#### 5. 技術提案等に基づく施工

総合評価方式では、価格と技術提案等の評価項目の評価点により落札者を決定することから、実際の施工に際しては、入札の際に提出された技術提案等の内容に基づいた施工計画を作成し、施工するものとする。(「技術者の配置」及び「地元業者の活用」についても同様に、提出された各調書の内容に基づくものとする。)

落札者の責めにより、入札の際に提出した技術提案等に基づく工事の履行ができなかった場合は、契約金額の減額、損害賠償の請求、指名停止の措置及び工事成績評点の減点などの措置を行う場合がある。

## 評価項目及び評価基準(標準型)

- ○工事番号
- ○工事名
- ○工事場所

上記工事に関する評価項目及び基準は以下のとおりとし、加算点の最高点は50点とする。なお、評価基準における基準日は開札予定日とする。

#### 1.企業の技術力(実績・経験等)に関する評価

評価項目	評価基準	評価点
计侧切口	叶顺玄毕	計画点
(1)工事成績	過去2年間における会津若松市発注の同種工事に おいて、工事成績が80点以上の施工実績がある場合	1点 (有·1.0、無·0)
(2)優良工事表彰	過去10年間における会津若松市発注工事での受賞 実績がある場合	1点 (有·1.0、無·0)
(3)品質管理能力	当該企業がISO 9001 の認証を取得している場合	0.5 点 (有·0.5、無·0)
	2.5 点	

2. 配置予定技術者の技術力(実績・経験等)に関する評価

評価項目	評価基準	評価点
(1)施工能力	過去10年間における請負金額が〇〇円以上の同種工事(元請)において監理技術者又は主任技術者としての実績がある場合。(公共工事に限る)	1点 (有·1.0、無·0)
	※請負金額については、工種別の入札参加資格要件における当該工事の属する区分の最低金額以上とする。 (例)・土木一式工事-40,000千円以上・建築一式工事-150,000千円以上	
(2)工事成績	過去2年間に会津若松市発注の同種工事において、 工事成績点80点以上の工事経験(監理技術者又は 主任技術者としての経験)がある場合。	1点 (有·1.0、無·0)
(3)優良工事表彰	過去10年間における会津若松市発注工事での優良 工事表彰を受賞した工事において、工事経験(監理技 術者又は主任技術者としての経験)がある場合。	1点 (有·1.0、無·0)
(4)資格の保有年数	資格(※1)を保有して5年以上の経験がある場合	0.5 点 (有·0.5、無·0)
	小計	3.5 点

※1:土木施工管理技士、建設機械施工技士、建築施工管理技士、電気工事施工管理技士、 管工事施工管理技士、造園施工管理技士の中から、当該工事内容に応じて選択する。

## 3. 企業の地域社会に対する貢献度に関する評価

評価項目	評価基準	評価点
(1)障がい者雇用の 実績	法定義務のある企業にあっては、法定雇用率以上の 障がい者雇用、法定義務のない企業にあっては障が い者雇用がある場合	0.5 点 (有·0.5、無·0)
(2)安全管理	過去 10 年間に企業として国及び国が参加している 団体が実施する安全管理に関する表彰において受賞 実績がある場合	0.5 点 (有・0.5、無・0)
(3)環境への配慮	当該企業がISO 14001 の認証を取得している場合	0.5 点 (有·0.5、無·0)
(4)地元業者の活用	地元(市内又は準市内)業者にあっては、当該工事の請負金額の80%以上を地元業者(下請を含む)により施工する場合 市外業者にあっては、当該工事の請負金額の50% 以上を地元業者(下請を含む)により施工する場合	1点(有•1.0、無•0)
(5)本店等の所在地	会津若松市内に本店、支店等が所在する場合、及び本店・支店等の別	2.5 点 (有(本店)・2.5、 有(支店・営業所等)・ 1.5、無・0)
(6)ボランティア活動	過去3年間に会津若松市内で、地域の防災活動への 取組みや道路・河川愛護活動など企業としてのボラン ティア活動の実績がある場合	2 点 (有·2.0、無·0)
(7)次世代育成支援	福島県次世代育成支援企業認証制度による「子育て 応援」の認証を取得している場合	0.5 点 (有·0.5、無·0)
	福島県次世代育成支援企業認証制度による「仕事と生活の調和」の認証を取得している場合。	0.5 点 (有·0.5、無·0)
(8)新分野進出	過去5年以内で建設業以外の分野への進出をし、企 業としての経営基盤強化に取り組んでいる場合	1 点 (有·1.0、無·0)
(9)除雪活動	過去3年間に会津若松市との除雪契約実績がある場合	2.5 点 (有·2.5、無·0)
(10)災害協定	会津若松市との災害協定締結がある場合	1点 (有·1.0、無·0)
(11)消防団への加入 状況	会津若松市の消防団に過去1年間以上継続加入して いる者を1年以上継続雇用している場合	1点 (有(3名以上·1.0、 有(1名又は2名·0.5、 無·0)
(12)男女共同参画 の推進	会津若松市男女共同参画推進条例第6条(事業者の 責務)に基づいた男女共同参画推進の取組みがある 場合	0.5 点 (有·0.5、無·0)
	小計	14.0 点

4. 施工計画の適切性に関する評価

4. 加工計画の週切性に関9	評価基準	<b></b>
評価項目	計	評価点
工程計画	工事施工条件(地形・地質・環境等)を踏まえ適切であること。	1点 (良·1.0、可·0.5、不可·0)
工事実施に当たっての留意点		1点 (良·1.0、可·0.5、不可·0)
工程管理計画		1点 (良·1.0、可·0.5、不可·0)
品質管理計画		1点 (良·1.0、可·0.5、不可·0)
出来形管理計画		1点 (良·1.0、可·0.5、不可·0)
安全管理計画		1点 (良·1.0、可·0.5、不可·0)
工事実施上の留意点とその対策		1点 (良·1.0、可·0.5、不可·0)
地域対策		1点 (良·1.0、可·0.5、不可·0)
工事管理組織体制		1点 (良·1.0、可·0.5、不可·0)
主要工事の施工計画		1点 (良·1.0、可·0.5、不可·0)
小計 10点		10点

## 5. 技術提案に関する評価

技術提案に対する評価項目については、当該工事の特性(工事目的物・工事内容・敷地周囲の状況)に応じ、次の(1)~(3)の評価項目のうちから、2項目を設定することを基本とする。 評価点計20点(※1項目10点)

#### (1)総合的なコストに関する技術提案

評価項目	評価基準【例】	評価点
①ライフサイクルコスト 削減	<ul><li>・維持管理費の削減</li><li>・更新費の削減 等</li></ul>	1提案事項毎に適切性、優位性について評価する。
②補償	・補償費の削減 等	提案数には制限を付けない(ただし、 指定用紙の枚数に制限有)。 評価点は、評価の高い提案から5提案 に対して付与する。 1提案の評価点は2.0点 (良・2.0、可・1.0、不可・0)
	小計	10 点

(2) 工事目的物の性能・機能に関する技術提案

評価項目	評価基準【例】	評価点
①性能•機能	<ul><li>・初期投資の持続性</li><li>・騒音低減</li><li>・強度</li><li>・耐久性</li><li>・安定性</li><li>・美観</li><li>・供用性</li><li>・透水性 等</li></ul>	1 提案事項毎に適切性、優位性について評価する。 提案数には制限を付けない(ただし、 指定用紙の枚数に制限有)。 評価点は、評価の高い提案から5提案 に対して付与する。 1 提案の評価点は2.0 点 (良・2.0、可・1.0、不可・0)
	小計	10 点

(3)社会的要請への対応に関する技術提案

(0) 下立 1) 交 11 (0)	心に対する技術が発	
評価項目	評価基準【例】	評価点
①工事現場周辺における対策	<ul><li>・現場作業日数の短縮</li><li>・交通規制日数の短縮</li><li>・騒音、振動対策</li><li>・歩行者の安全確保策等</li></ul>	1 提案事項毎に適切性、優位性について評価する。 提案数には制限を付けない(ただし、 指定用紙の枚数に制限有)。
②環境に対する影響の軽減	<ul><li>・水質汚濁、防塵対策</li><li>・大気汚染、悪臭対策</li><li>・地盤沈下、土壌汚染対策 等</li></ul>	評価点は、評価の高い提案から5提 案に対して付与する。 1提案の評価点は2.0点
③省資源対策又はリ サイクル対策	・リサイクル製品の活用・建設副産物の抑制 等	(良・2.0、可・1.0、不可・0)
	小計	10 点

- ※「1.企業の技術力に関する評価」、「2.配置予定技術者の技術力に関する評価」、「3.企業の地域社会に対する貢献度に関する評価」の評価基準における基準日は開札予定日とする。
- ※ 共同企業体での申請における、各評価項目の申請者の得点は、構成員ごとに評価項目の得点を算出の後、出資割合を乗じて得た点数の合計(小数点第2位切捨て)とする。

## 総合評価方式 様式関係記載留意事項

#### 1. 第2号様式(企業の技術力に関する調書)

11 1/4 = 2 HV ( TT // > 1/4 HV		
項目	記載留意事項	
工事成績	1 加点対象は、過去2年間に会津若松市発注の同種工事において、 工事成績評定が80点以上の施工実績が対象となります。 なお、該当がない場合は記載不要です。 2 共同企業体での実績については、すべての構成員が加点対象と なります。	
優良工事表彰	1 加点対象は、過去10年間に会津若松市発注において、優良工事表彰の受賞実績が対象となります。 2 共同企業体での実績については、すべての構成員が加点対象となります。	
品質管理能力	1 ISO9001の認証を取得している場合に加点されます。	

#### 2. 第3号様式(配置予定技術者の技術力に関する調書)

2. 第3万馀式(配直了足技)	術者の技術力に関する調書) 一番の技術力に関する調書)
項目	記載留意事項
施工能力	1 加点対象は、過去10年間に当該工事と同種工事で(公共工事に限るが、当該工事が建築工事又は建築設備工事の場合は民間工事も含む。)指定された金額以上の施工実績(監理技術者又は主任技術者としての実績)が対象となります。なお、該当がない場合は記載不要です。また、現場代理人・担当技術者等での経験は対象外です。公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)で規定するものをいい、国、都道府県、政令指定都市、市町村及び公団・公社等の特殊法人発注工事とします。 2 複数の工種からなる工事の施工実績については、発注工種が同種工事に該当すれば評価対象となります。 3 共同企業体での実績については、請負金額に出資比率を乗じて得た額が当該工事の指定された金額以上の場合に加点されます。
工事成績	1 加点対象は、過去2年間に会津若松市発注の同種工事において、 工事成績評定が80点以上の施工実績(監理技術者又は主任技術者と しての実績)が対象となります。 なお、該当がない場合は記載不要です。 また、現場代理人・担当技術者等での経験は対象外です。 2 共同企業体での監理技術者又は主任技術者としての実績は、すべての監理技術者及び主任技術者の経験が加点対象となります。

項目	記載留意事項
優良工事表彰	1 加点対象は、過去10年間に会津若松市発注の工事において、優 良工事表彰を受賞した工事において、工事経験(監理技術者又は主 任技術者としての実績)が対象となります。 なお、現場代理人・担当技術者等での経験は対象外です。 2 共同企業体での監理技術者又は主任技術者としての実績は、す べての監理技術者及び主任技術者の経験が加点対象となります。
資格の保有年数	1 加点対象は、当該工事に配置を予定している技術者が〇〇〇〇の資格を保有して5年以上の経験がある場合に対象となります。 なお、発注種別により、土木施工管理技士、建設機械、建築、電気工事、管工事、造園等の資格になりますので、評価項目及び評価基準を確認し記載して下さい。

#### 3. 第4号様式(.企業の地域社会に対する貢献度に関する調書)

項目	社式に対りる貝獣及に関りる調音) 記載留意事項
	1
障がい者雇用の実績	1 加点対象は、法定義務のある企業にあっては、法定雇用率以上の障がい者雇用がある場合、法定義務のない企業にあっては、障がい者雇用がある場合に対象となります。
安全管理	1 加点対象は、過去10年間に国及び国が参加している団体が実施する安全管理に関する表彰において、企業として受賞実績がある場合に対象となります。なお、工事に従事した監理技術者、主任技術者又は現場代理人等が受賞した表彰は対象外です。 2 国及び国が参加している団体が実施する安全管理に関する表彰とは、労働基準局(監督署)や国土交通省が直接実施する工事の施工に関する安全管理の表彰であり、国等が後援又は支援する団体等は含まれません。 3 安全管理表彰とは、工事の施工に関する安全管理であり、交通安全等は含まれません
環境への配慮	1 IS014001の認証を取得している場合に加点されます。
地元業者の活用	1 加点対象は、地元(市内・準市内)業者にあっては、当該工事の請負金額の80%以上(下請、資材等を含む。)を地元業者により施工する場合、市外業者(特定建設工事共同企業体の構成員の場合に限る。)にあっては、当該工事の請負金額の50%以上(下請、資材等を含む。)を地元業者により施工する場合に対象となります。2 下請については、元請けと直接契約を締結する1次下請までとし、2次下請(孫請け)以下については考慮しません。また、資材については、直接購入する企業が地元業者かどうかにより判断します。
本店等の所在地	1 加点対象は、会津若松市内に本店、支店又は営業所がある場合が対象となります。

項目	記載留意事項
ボランティア活動	1 過去3年間以上継続して、会津若松市内で防災活動への取組や 道路・河川愛護活動、公共施設の建築・設備の清掃点検など、企業 としてのボランティア活動の実績がある場合は加点されます。
次世代育成支援 (子育て支援)	1 加点対象は、福島県次世代育成支援企業認証制度のよる「子育て支援」の認証を取得している場合に対象となります。
次世代育成支援 (仕事と生活の調和)	1 加点対象は、福島県次世代育成支援企業認証制度による「仕事と生活の調和」の認証を取得している場合に対象となります。
新分野進出	1 加点対象は、過去5年以内に地元(市内・準市内)企業が、建設業以外の分野へ進出した実績がある場合に対象となります。 2 建設業以外とは、建設業法第2条で定義する建設業以外のもの(日本標準産業分類において「建設業」以外の大分類の業種区分の事業(土木建築サービス業に属する事業及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の規定に基づく規制の対象とされる事業を除く。))をいいます。3 新法人設立等における株式の保有に関しては、51%以上の所有に限り認められます。(4に該当する場合を除く。)4 福島県建設業新分野進出企業認定事業の認定(過去5事業年度内の進出による認定)を受けたものは、対象となります。5 資格審査時に新分野進出を証明するための書類等の例①福島県建設業新分野進出企業事業の認定書②①以外の場合・新分野進出の概要がわかる資料・新分野進出の概要がわかる資料・新分野進出を証明する書類(株主総会又は取締役会の議事録等)・新法人設立の場合は、その商業登記簿謄本(写)・借り入れを行った場合には、新分野進出に伴う借り入れであることの金融機関からの証明書など
除雪活動	1 加点対象は、過去3年間に、不特定多数の人が利用する公共施設に対して会津若松市が発注する除雪業務委託(福祉除雪を含む。)を履行した実績がある場合に対象となります。 なお、除雪業務委託の履行実績には、契約は締結したが結果として除雪の出動実績がない場合も含まれます。
災害協定	1 加点対象は、入札参加者(団体を含む。)が会津若松市と災害時の応援等の協定を締結している場合に対象となります。 なお、国や県及び他市町村等と締結した協定は対象外です。
消防団への加入状況	1 加点対象は、入札参加者が、会津若松市の消防団に継続加入 (1年以上)している社員を継続雇用(1年以上)している場合に 対象となりますが、雇用人数によって配点が異なりますので注意し てください。
男女共同参画の推進	1 会津若松市男女共同参画推進条例第6条(事業者の責務)に基づいた男女共同参画推進の取組みがある場合に対象となります。

## 4. 第5号様式(その1~その4)(施工計画書)

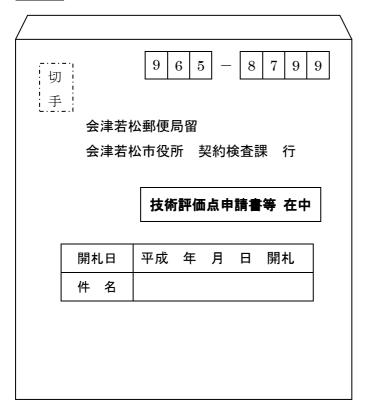
項目	記載留意事項
施工計画書	1 指定された様式(第5号様式(その1~その4))に記載すること。 指定された様式以外に記載した事項は、評価しません。(各様式の 用紙1枚にまとめること。)

#### 5. 第6号様式(技術提案書)

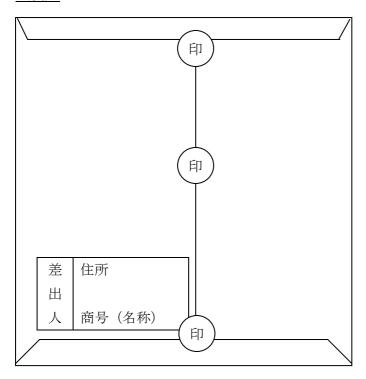
0. 7/10 2 19/12 4	(汉州) 近来百)	
項	目	記載留意事項
技術提案書		<ul> <li>1 指定された様式 (第6号様式) に記載すること。指定された様式 以外に記載した事項は、評価しません。 (様式の用紙1枚にまとめること。)</li> <li>2 「○利用条件」の欄には次の事項の該当がある場合に記入すること。</li> <li>① 排他的権利を含む提案である場合の利用条件、留意事項について。</li> <li>② 新たに遵守しなければならない関係諸法令とその対応について。</li> </ul>

## 技術評価点申請書等の提出用封筒の記載例

(表)



(裏)



#### 【市指定サイズ】

角 2 封筒 (縦 332mm、横 240mm)

#### 【必須記載事項】

#### 表 面

①宛先 〒965-8799

会津若松郵便局留 会津若松市役所 契約検査課 行

- ②開札日 公告に記載されている入札 (開札) 日を記入してください。
- ③件名 工事名を記入してください。
  - ※ 誤字、脱字にご注意ください。封筒の表紙の件名と同封された技術評価点申請書等の件名が相違する場合は無効となりますのでご注意下さい。
- ④「技術評価点申請書等 在中」の記載

#### 裏 面

①差出人名 会社の住所、商号(名称)を記入してください。

#### 【封印について】

先の例 (p27) のとおり、のり付けされている部分は市に届け出ている代表者印で封印してください。

## 技術提案を求める事項の例

技術提案に対する評価項目については、当該工事の特性(工事目的物・工事内容・敷地周囲の状況)に応じ、次の2項目について技術提案を求める。

評価点計20点(※1項目10点)

#### (1)総合的なコストに関する技術提案

評価項目	評価基準【例】	評価点
①外壁タイル張り(マスク張り)における耐久性向上(剥落防止)に関する提案	庁舎外壁仕上げは、建物の美観や耐久性などを考えタイル張りとしているが、適切な施工が行われなかった場合、完成後に「浮き」「亀裂」「剥がれ」などの欠陥となり、その耐久性に著しく影響を及ぼす。また、タイルの剥落・落下は重大事故ともなりかねない。このように、耐久性の良否がその後の修繕費用の増加につながることから、長期保全計画に影響する重要な課題となる。以上のことから、外壁タイル張り(マスク張り)における耐久性向上(剥落防止)に係る施工計画に適切な技術提案を求める。提案については、その課題、対策内容、施工方法、管理方法等を具体的に記載すること。	1提案事項毎に適切性、優位性について評価する。 提案数に制限なし(ただし、指定用紙の枚数に制限有)。 評価点は、評価の高い提案から5提案に対して付与する。 1提案の評価点は2.0点(良・2.0、可・1.0、不可・0)
	小計	10 点

(2)工事目的物の性能・機能に関する技術提案

評価項目	評価基準【例】	評価点
①天井の施工における耐震性能の向上に関する提案	この施設は庁舎と車庫、講堂の合築施設である。 このうち、講堂は災害時に対応要員の待機所となるため、被災時においても所要の機能を保持することが特に重要な空間である。 ことが特に重要な空間である。 さらに、講堂の天井は面積が大きく、屋根勾配によりふところ深さが変わることから、耐震性に十分留意する必要がある。 以上のことから、天井の耐震性能施工(地震時における天井の耐震性能加大時に対策)に関する提案を求める。 提案については、当工事の施工に関する地震時の天井落下防止策として有効な提案を、対策方法、創意工夫点、留意点及び対策方法の確実性、展開性の観点から記述すること。	1 提案事項毎に適切性、優位性について評価する。 提案数に制限付なし(ただし、指定用紙の枚数に制限有)。 評価点は、評価の高い提案から5提案に対して付与する。 1 提案の評価点は 2.0 点 (良・2.0、可・1.0、不可・0)
	小計	10 点

## 技術提案書【例】

○工事番号 第○○○号

○工事名 ○○○新築工事

提案事項	天井の施工における耐震性能の向上に関する提案
提案の概要(項目)	具体的な施策
①天井の吊るし方	①天井の重量を低減し、固有周期を短くするため、照明器具を直接 屋根材から吊るし、ダクト空調機器を直接天井から吊る。
②天井の振れ止め対 策	②天井の振れ止め補強のため、斜め振れ止め( $2$ 方向)、水平繋ぎ 材 $\phi$
③天井と壁の衝突回 避対策	→基本設計通り巾 100、エキスパンションゴム→プレート曲げ加工 とする。
④天井の落下防止対 策	④天井の落下防止のため、大梁H鋼より金物(L-40×40×4+C38) で吊る。また、野縁と野縁受けのはずれ止めをダブルクリップ又は ビス止めとする。
⑤確実な施工確保対 策	⑤確実に施工する為の手法として、施工要領書及び補強標準図を作成する。また、天井下地完了状態での検査及び写真記録を行う。 ※各項目について別途図示
○利用条件 なし	

※提案はこの用紙1枚にまとめること。

※必要に応じて図面等(A4サイズ)を添付すること。

なお、図面等の添付は、任意であり、必須ではないこととする。

## 技術提案書【例】

○工事番号 第○○○号

○工事名 ○○○新築工事

提案事項	外壁タイル張り(マスク張り)における耐久性向上(剥落防止)に 関する提案		
提案の概要(項目)	具体的な施策		
①コーンの穴埋め方法について ②立体繊維の張り付けについて ③下地モルタルの混和の使用について ④張り付けモルタル について ⑤張り付けモルタル の作業について	①コーンの穴埋めに接着剤付きコーン (ジョイントコーン)を使用し、下地モルタルと一体を図る。 ②下地モルタルの上にポリマーセメントモルタルを塗り、硬化前に立体繊維を張り付ける。 ③下地モルタルに混和剤として、セメント混和用ゴムラテックスを使用。 ④張り付けモルタルは、1:0.5~1の配合とし、ゴムラテックス液状混和剤及び保水剤を混和する。 ⑤張り付けモルタルのオープンタイムを5分以内になるよう、塗り手と張り手が二人一組で作業計画する。		
○利用条件 なし			

※提案はこの用紙1枚にまとめること。

※必要に応じて図面等 (A4サイズ) を添付すること。

なお、図面等の添付は、任意であり、必須ではないこととする。

#### 技術評価点申請書

年 月 日

会津若松市長

住 所 商号又は名称 代表者職氏名

(EII)

下記工事について、次の技術評価点の算定にかかる書類に、必要資料を添えて提出します。

なお、提出する書類の内容は、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1. 工事番号 第 号
- 2. 工事名
- 3. 工事場所
- 4. 提出書類
  - (1) 企業の技術力に関する調書(第2号様式)
  - (2) 配置予定技術者の技術力に関する調書(第3号様式)
  - (3) 企業の地域社会に対する貢献度に関する調書(第4号様式)
  - (4) 施工計画書(第5号様式)
  - (5) 技術提案書(第6号様式)
  - (6) その他

※「4. 提出書類」について、入札公告等により提出する必要がないとされた書類については、二重線により削除すること。また、(1)から(5)までの他に入札公告等により提出を求められた書類については、「(6)その他」欄に記載のうえ、併せて提出すること。

#### 企業の技術力に関する調書

○工事番号	-
-------	---

○工事名

#### 1. 工事成績について

過去2年間における会津若松市発注の同種工事において、工事成績が 80点以上の施工実績の有無(該当する方を〇で囲むこと。)

有 · 無

)

以下、実績「有」の場合に記入すること。

①工事名			
②工種		③発注者名	
④施工場所		⑤請負代金の額	円
⑥工期	~	⑦工事成績	点
8工事概要			

<sup>※</sup>工事成績評点通知書の写しを添付すること。

#### 2. 優良工事表彰

過去 10 年間における会津若松市発注工事での受賞実績の有無 (該当する方を○で囲むこと。)

有 · 無

以下、実績「有」の場合に記入すること。

①工事名			
②工種		③発注者名	
④施工場所		⑤請負代金の額	H
⑥工期	~	⑦受賞部門	
8工事概要			

<sup>※</sup>優良工事表彰の写しを添付すること。

#### 3. 品質管理能力

ISO9001 の認証取得の有無	<b>+</b>		. #	Ĺ.
(該当する方を○で囲むこと。)		•	"	<u>.</u>

(注) ①記載事項の基準日は、開札予定日とする。

②記載にあたっては、別に示す総合評価方式関係記載留意事項を確認すること。

#### 配置予定技術者の技術力に関する調書

$\bigcirc$	Ι.	事	番	묽

○工事名

配置予定技術者の氏名	
生年月日	
資格	

※資格証の写し、恒常的な雇用関係が分かる書類を添付すること。

#### 1. 施工能力について

過去 10 年間における請負金額が〇〇円以上の同種工事(元請)において管理技術者又は主任技術者としての実績の有無 (該当する方を〇で囲むこと。)

有 · 無

)

以下、実績「有」の場合に記入すること。

①工事名			( )
②工種		③発注者名	
④施工場所		⑤請負代金の額	田
⑥工期	~	⑦従事役職	監理技術者・主任技術者
⑧工事概要			

※該当工事について、コリンズ登録がなされている場合は、工事名の( )欄に登録番号を記載 し、登録がなされていない場合は、該当工事を証明する書類を添付すること。

#### 2. 工事成績

過去2年間に会津若松市発注の同種工事において、工事成績点80点以上の工事経験(監理技術者又は主任技術者としての従事)の有無(該当する方を○で囲むこと。)

有 • 無

以下、実績「有」の場合に記入すること。

①工事名			
②工種		③発注者名	
④施工場所		⑤請負代金の額	円
⑥工期	~	⑦工事成績	点
⑧従事役職	監理技術者・主任技術者		
⑨工事概要			

※「工事成績評点通知書」及び「主任技術者通知書」の写しを添付すること。

#### 3. 優良工事表彰

過去 10 年間における会津若松市発注工事で優良工事表彰を受賞した 工事の工事経験(監理技術者又は主任技術者としての従事)の有無 (該当する方を○で囲むこと。)

有 · 無

以下、実績「有」の場合に記入すること。

①工事名			
②工種		③発注者名	
④施工場所		⑤請負代金の額	H
⑥工期	~	⑦受賞部門	
⑧従事役職	監理技術者・主任技術者		
⑨工事概要			

※「優良工事表彰」及び「主任技術者通知書」の写しを添付すること。

#### 4. 資格保有年数

資格を保有して5年以上の経験の有無 (該当する方を○で囲むこと。)

有 ・ 無

以下、実績「有」の場合に記入すること。

①資格名称	
②取得年月日	
③登録番号	
④保有年数	

※資格者証等の写しを添付すること。

- (注) ①記載事項の基準日は、開札予定日とする。
  - ②記載にあたっては、別に示す総合評価方式関係記載留意事項を確認すること。

#### 企業の地域社会に対する貢献度に関する調書

$\sim$ -	中中亚	. 🗆
( )_	L爭番	F

○工事名

#### 1. 障がい者雇用の実績

該当する方をOで囲むこと。

□法定義務のある企業	法定雇用率以上の雇用有り	•	法定雇用率以上の雇用なし
□法定義務のない企業	障がい者雇用有り	•	障がい者雇用なし

※法定義務のある企業については、<u>労働局等への提出書類の写しを、法定義務のない企業については、</u>障がい者雇用の状況が分かる書類を添付すること。

#### 2. 安全管理

過去 10 年間に企業として国及び国が参加している団体が実施する 安全管理に関する表彰の受賞実績の有無(該当する方を○で囲むこと。)

有 · 無

)

以下、実績「有」の場合に記入すること。

①工事に関する安全管理の表彰名	
②表彰者名(国等の団体名)	
③受賞年月日	

<sup>※</sup>工事に関する安全管理表彰の写しを添付すること。

#### 3. 環境への配慮

I S O 14001 の認証取得の有無	右 • 無	
(該当する方を○で囲むこと。)	有 · 無	

<sup>※</sup>認証書の写しを添付すること。

#### 4. 地元業者の活用

該当する方を○で囲むこと。

□地元業者	当該工事の請負金額の80%以上を	⇒		ズゴ
(市内又は準市業者)	地元業者で施工可能かどうか。	口	•	不可
□市外業者	当該工事の請負金額の50%以上を	可		不可
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	地元業者で施工可能かどうか。	HJ	•	\L H]

#### 5. 本店等の所在地

会津若松市内に本店、支店等の所在の有無及	・有(本店)
び本店、支店等の別	・有(支店等)
(該当する方を○で囲むこと)	· <del>無</del>

#### 6. ボランティア活動

過去3年間に会津若松市内でボランティア活動を実施した実績の有無 (該当する方を○で囲むこと。)

有 · 無

以下、実績「有」の場合に記入すること。

①ボランティア活動への取組実績	
②活動時期	
③ボランティア活動場所	

※活動状況を客観的に証明できる書類を添付すること。 (地域の証明、写真、感謝状、新聞記事等)

#### 7. 次世代育成支援(福島県次世代育成支援認証制度の認証)

該当する方を○で囲むこと。

①「子育て支援」の認証の有無	有・無
②「仕事と生活の調和」の認証の有無	有・無

<sup>※</sup>認証書の写しを添付すること。

#### 8. 新分野進出

過去5年間以内で建設業以外の分野への進出実績の有無 (該当する方を○で囲むこと。)

有 • 無

以下、実績「有」の場合に記入すること。

①過去5年以内に建設業以外	
の新分野へ進出した内容	
②進出時期	

#### 9. 除雪活動

該当する方を○で囲むこと。※有の場合は、契約年度を記載すること。

除雪契約の有無	有(年度 ) 無
---------	----------

<sup>※</sup>契約書等の写しを添付すること。

#### 10. 災害協定

該当する方を○で囲むこと。

※有の場合は、会津若松市と災害協定締結をしている団体名等を記載すること。

<b>今津共州士」の巛字协字流社の右無</b>	・有(団体名等:	)
会津若松市との災害協定締結の有無	·無	

※協定書、団体への加入等が証明できる書類を添付すること。

<sup>※</sup>新分野進出状況を証明する書類を添付すること。

#### 11. 消防団への加入状況

会津若松市の消防団に過去1年間以上継続加入している者を1年以上継続雇用している実績の有無(該当する方を○で囲むこと。)

有 · 無

以下、実績「有」の場合に記入すること。

消防団に継続加入している	
社員の氏名(ふりがな)	
社員の以右(ふりかな)	

※恒常的な雇用関係が分かる書類、及びその社員が消防団に継続加入していることを証明できる資料を添付すること。

#### 12. 男女共同参画の推進

会津若松市男女共同参画推進条例に基づいた男女共同参画推進の取組 実績の有無(該当する方を)で囲むこと。)

有 · 無

以下、実績「有」の場合に記入すること。

該当する方を○で囲むこと。

取組	項目	実施の有無
(1) 育児や介	①結婚又は出産退職等の雇用慣行の見直し	有・無
護等を行なう社	(※慣行がない場合を含む)	月 • <del>無</del>
員の「仕事」と	②出産後(育児休暇取得後)の待遇保障	有・無
「家庭」の両立	③短時間勤務の制度	有 ・ 無
支援の取組	④フレックスタイム制	有・無
	⑤始業・終業時刻の繰り上げ、繰り下げ	有・無
	⑥所定外労働をさせない制度	有・無
	⑦事業所内の託児施設の措置運営	有・無
	⑧育児・介護休業者復帰プログラムの実施	有 ・ 無
	⑨再雇用の支援	有 ・ 無
	⑩看護休暇の制度	有・無
(2) セクシュ	①方針を服務規程に明記	有 ・ 無
アル・ハラスメ	②研修の実施	有 ・ 無
ント防止に関	③啓発(社内報、パンフレット等の配布など)	有 ・ 無
する取組につ	④相談窓口の設置	有・無
いて	⑤実態調査の実施	有 · 無

※取組状況が分かる書類を添付すること。(社則等)

(注) ①記載事項の基準日は、開札予定日とする。

②記載にあたっては、別に示す総合評価方式関係記載留意事項を確認すること。

〇工事名

1 工程計画

年度月	年 度													
月 主要工種	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備	考
										i i				
	! ! !									! ! ! ! ! !				
										1 1 1				
										! !				
										1				
	!					! ! ! ! ! !				1 1 1 1 1 1				
										1 1				
						<del>                                     </del>						<del>                                     </del>		
										i ! ! !				

2 工事実施に当たっての留意点

称(

		良、山木 <u>ル</u> 及い女王自理司画/	○工事由与	<u> </u>	·
番号	種目			記	述
1	工程管理計画				
2	品質管理計画				
3	出来形管理計画				
4	安全管理計画				

施工計画書(主要工事の施工計画)	〇工事番号	〇工事名

番号	エ	種	施工	計	画
н 5		1-1-	,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,,	н	

)

## 技術提案書

- ○工事番号
- ○工事名

提案事項				
提案の概要(項目)	具体的な施策			
○利用条件 (排他的権利を含む提案である場合の利用条件、留意事項を記入する。)				
(新たに遵守しなけれ	ばならない関係諸法令とその対応について記入する。)			

※提案はこの用紙1枚にまとめること。

※必要に応じて図面等 (A4サイズ)を添付すること。

なお、図面等の添付は、任意であり、必須ではないこととする。